



再生計画による100パーセント減資と株主の原告適格 [平成16.10.14東京地裁民事第8部判決]

八田, 卓也

(Citation)

金融・商事判例, 1361:124-125

(Issue Date)

2011-03-15

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004077>



Ⅸ 再生計画

46 再生計画による100%減資と株主の原告適格

平成16・10・14東京地裁民事第8部判決、平成16年(ワ)第3927号株主総会決議取消等請求事件、訴え却下【確定】、判タ1221号294頁

神戸大学准教授 八田卓也

I 事案の概要

X(原告)は、再生債務者Y(被告。株式譲渡制限株式会社)の株主であった者である。Yについて民事再生手続が開始した後、Yは再生裁判所に、100%減資条項を含む再生計画案提出についての許可申請を行い(以下、この減資を「本件減資」という)、許可決定(以下、「本件許可決定」という)が下った。その後、Yは、再生計画案(以下、「本件再生計画案」という)を提出したが、本件再生計画案においては、本件減資の効力は、再生計画認可決定確定後に被告が発行する新株式に対する払込みがなされることを条件として、払込期日の翌日に発生する、とされていた。本件再生計画案は可決・認可され(以下、この認可決定を「本件認可決定」という)、確定した。なお、本件許可決定・本件認可決定の双方に対してXは即時抗告を行い、さらに許可抗告・特別抗告まで提起して争っている。

本件認可決定確定後、Yは臨時株主総会を開き、A(旧来もYの株主であった者である)に対し新株を割り当てる新株発行決議を行った(以下、「本件新株発行決議」という。また、これに基づく新株発行を「本件新株発行」という)。その後、Aが新株引受金を満額払い込んだため、本件再生計画に従い、Yにつき本件減資の効力が生じ、XはY株主の地位を失った。

その後、Xが、本件新株発行決議には特別利害関係人であるAが加わった瑕疵があると主張し、本件新株発行決議取消の訴え、および本件新株発行無効の訴えを併合提起した。

なお、本件は、平成16年改正前の民再法、平成17年会社法制定前の商法下の事案である。

II 判決要旨

旧商法247条1項および同280条ノ15第2項の規定ぶりに鑑みるに、株主総会決議取消の訴えおよび新株発行無効の訴え「が株主たる地位に基づいて提起されている場合、原告は、上記各訴えの提起時からその口頭弁論の終結の時まで、株主たる地位を継続して有していなければならないと解すべきである。」

これを本件についてみると、本件新株発行決議が

行われAが新株引受金の払込みをしたことにより、本件減資「の効力が生じ、Xは、Yの株主たる地位を喪失したのであるから、Xには、本件各訴えの提訴権限、すなわち原告適格が認められないというべきである。

この点、Xは、本件減資の効力について、本件新株発行が有効であることを条件としており、本件新株発行決議が取り消され、又は本件新株発行が無効とされれば、本件減資の手続も無効とされることから、株主たる地位を回復することができると主張するが、新株発行決議の取消判決が確定しても新株発行が無効となるものではないし、また新株発行を無効とする判決が確定しても、新株発行は将来に向かって効力を失うにとどまり(〔旧〕商法280条の17第1項)、本件新株発行が無効となれば減資の手続も無効となると解すべき根拠はないから、Xの主張は採用の限りではない。

また、Xは、本件再生手続において、第2の1(2)に認定したとおり、本件許可決定及び本件認可決定に対する不服申立てを行い、本件減資を内容とする本件再生計画について十分にその効力を争ったのであるから、本件減資により本件各訴えの原告適格を喪失したと解しても、何ら不当ではない。〔 〕内は引用者)

III 分析と展開

1 本判決は、口頭弁論終結時において「株主」でなければ、株主総会決議取消の訴え、新株発行無効の訴えの原告適格を有しない、として、口頭弁論終結時には株主たる地位を失っていたXの原告適格を否定した。

判旨が、口頭弁論終結時において「株主」でなければ、株主総会決議取消の訴え、新株発行無効の訴えの原告適格を有しないとした点は、一般論としては、おそらく妥当である(訴えの提起時から株主たる地位を継続して有している必要があるかどうかについては本稿では検討しない)。

2 検討の必要があるのは、Xの「Xは、本件減資の効力について、本件新株発行が有効であることを条件としており、本件新株発行決議が取り消され、又は本件新株発行が無効とされれば、本件減資の手続も無効とされることから、株主たる地位を回復す

ることができる」という主張である。もしこのXの主張が正しいのであれば、本件では、以上の一般的原则の例外として、口頭弁論終結時には株主ではないXにも、株主総会決議取消の訴え、新株発行無効の訴えの原告適格を認めるべき特段の事情が存在する可能性があるからである。

(1) 判旨がこのXの主張を退けた論拠は2つある。1つは、本件新株発行決議が取り消されるか、本件新株発行が無効とされたとしても、本件減資の手続は無効とされない、というものであり、いま1つは、Xは、再生手続において、本件許可決定および本件認可決定に対して不服申立てを行うことにより、本件減資の効力を争う機会を十分に保障されていたのであるから、新株発行決議取消の訴え、新株発行無効の訴えという形で本件減資の効力を争う機会を保障する必要はない、というものである。

しかし、いずれの論拠にも疑問がある。

① 第一の論拠については、本件新株発行が無効とされた場合に、本当に本件減資が無効にならないのか、という疑問が湧く。

確かに、新株発行無効の訴えの認容判決は、遡及効を有しない(旧商法280/17第1項、会社法839条)。この観点からすれば、本件新株発行が無効になったとしても、本件減資の効力は覆らないと考えるのが素直かもしれない。

しかし、一般に、100%減資は、同時に増資(株式発行)がなされる限りにおいて行い得る、といわれている(注1)。そして、減資に伴う増資における新株発行が無効になった場合、減資の効力が覆らないとすれば、減資と増資は同時にしなければならない、という条件を守ることができなくなるのではないか。仮にそのとおりであり、かつ、それに問題があるとすれば、不遡及効の例外として、新株発行による払込みを条件とした減資の効果は覆ると考える必要があるように思われる(注2)。

② 第二の論拠については、Xが、本件許可決定・本件認可決定に対する即時抗告で争える内容と、本件各訴えでXが争いたい内容とは、同一ではないのではないか、という疑問が湧く。

Xが本件許可決定に対する即時抗告で争えるのは、Yが債務超過の状態にあるかどうか(法166条2項)であると考えられる。また、Xが本件認可決定に対する即時抗告で争えるのは、民再法174条2項各号にいう不認可事由があるかどうか、である。しかし、Xが本件で主張したいのは、本件新株発行決議の瑕疵である。この瑕疵を主張する機会は、本件許可決定・本件認可決定に対する即時抗告においては存在しなかったのではなかろうか。

(2) しかし、判旨の結論は是認できるものと思わ

れる。Xには、本件新株発行決議の瑕疵を主張する利益がないからである。

譲渡制限会社において第三者割当増資をする場合に株主総会決議が必要であるとされている理由は、既存株主の持株比率および持株株価の維持に対する利益を保障するためであるといわれている(注3)。しかし、本件においては、増資に対応する払込みがあれば、Xは株主の地位を失う。よって、Xは、「持株比率及び持株株価の維持に対する利益」を有しない。すなわち、新株発行決議に瑕疵があったとしても、この瑕疵はXを害しないと考えられる。

したがって、本件でXに原告適格を認めるべき特段の事情は、やはり存在しない。一般原則に従ってXの原告適格を否定した本判決は、結局妥当だといふべきである。

3 なお、平成16年の民再法改正により、減資だけでなく増資も、再生計画により行うことができるようになった(法154条4項、166条の2)。したがって、改正後の民再法の下では、新株発行の募集事項決定のための株主総会決議は必要ではない(注4)。募集事項決定のための株主総会決議の瑕疵を主張して新株発行の有効性が争われることはなくなったといふべきである。ただし、再生計画でできるのは募集事項の決定までであり、新株発行のそれ以後の手続は、通常の会社法上の手続に従って行う必要があることには注意を要する。

4 本件の関連事件として、東京地判平成16・5・13判時1861号126頁がある。XがY会社の取締役に対して株主代表訴訟を提起している間に、本件減資によりXが株主たる地位を失ったため、株主代表訴訟の原告適格を喪失した、と判断したものである。

(注1) 江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』153頁(有斐閣・2010年)。

(注2) 会社法については、立法担当者が、会社法は株主が存在しない状態を許容している、という理解を示している。相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法』87頁(商事法務・2006年)。しかし、この理解に対しては、重大な理論的疑問が提起されている。山下友信編『会社法コンメンタール4』90頁(商事法務・2009年)〔山下友信〕。

(注3) 落合誠一=神田秀樹=近藤光男『商法Ⅱ〔第8版〕』(有斐閣・2010年)。

(注4) これは、2(2)の価値判断と整合的である。福永有利監修『詳解民事再生法〔第2版〕』515頁以下〔山本弘〕(民事法研究会・2009年)。

Takuya HATTA